平成２６年（フ）第４２９号
千葉県我孫子市南新木２丁目15番地の11
債務者　新林美由紀
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１号
石川県羽咋郡志賀町日用ハの48番地１号
債務者　辻口　明美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２３１号
兵庫県伊丹市野間北５丁目４番22号　タウニー－ＦⅡＡ－201号
債務者　武本まゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
兵庫県芦屋市若葉町５番１－932号
債務者　中嶋　哲夫
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８号
島根県浜田市上府町イ553番地
債務者　荒木　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第３９号
島根県浜田市金城町長田イ217番地
債務者　能海　繁保
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２０５号
徳島県徳島市西須賀町鶴島４番地の１　地蔵橋県営住宅154号
債務者　中田　晶子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３６号
兵庫県三田市けやき台５丁目22番地８
債務者　田中　祥浩
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４３号
神戸市長田区寺池町１丁目13番11号　ザ・ライフ寺池北402号
債務者　谷口　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６６号
兵庫県三木市宿原1270番地の404
債務者　木部　直哉
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県丹波市氷上町横田715番地１　ハイツ中西Ｂ－２号、前住所兵庫県丹波市氷上町石生2315番地１　タイトワーク社員寮104号
債務者　植村　美里
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
山口市道祖町２番３号　メゾンアイ102
債務者　泉　かな子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００３号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅１棟414号
債務者　飯田　茂光
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３９号
名古屋市西区又穂町１丁目14番地、旧住所名古屋市西区上堀越町２丁目33番地
債務者　渡邉　広樹
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８０号
北九州市小倉北区片野新町１丁目１番34－403号
債務者　北島　隆治
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３３号
佐賀市嘉瀬町大字中原1345番地
債務者　徳島　康司
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4221番地53
債務者　今村　義宣
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目６番地１　弥生が丘ハウシーズ1002
債務者　東矢　博文
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係